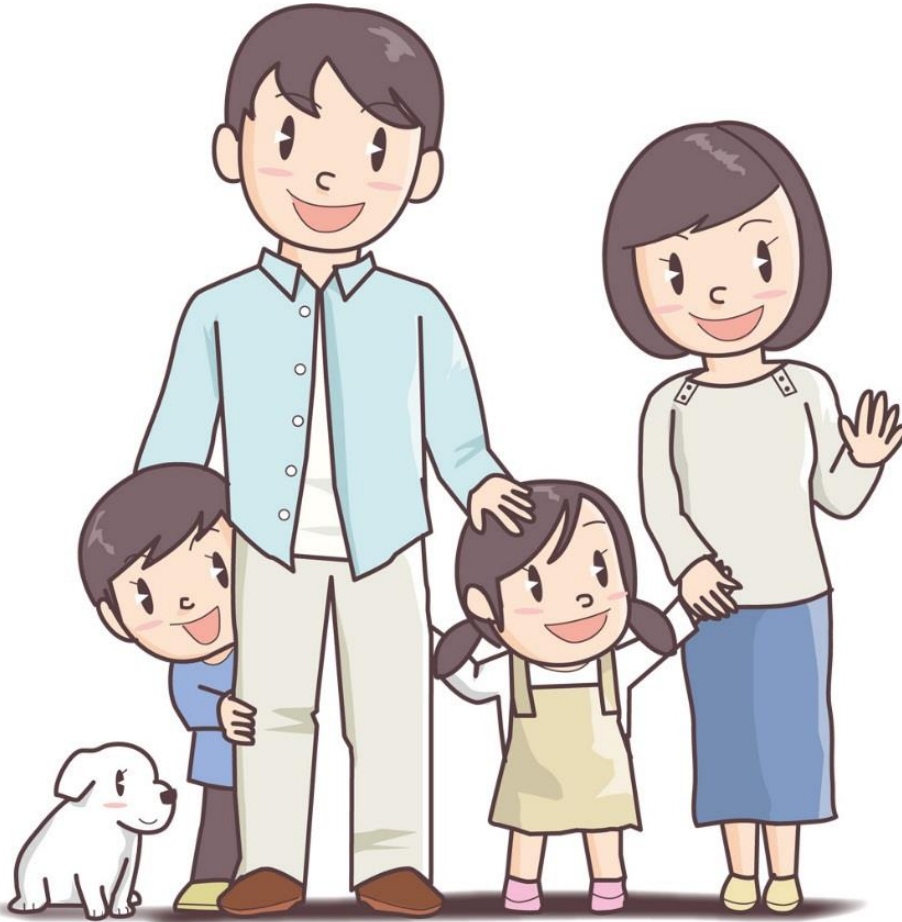


平成29年度由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業のご案内



由利本荘市 建築住宅課

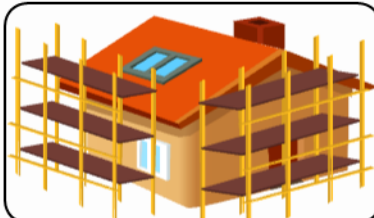
◆事業概要

市民生活の拠点である住宅の居住環境の向上を図り、定住促進及び市内産業の活性化と雇用維持を図る目的として、由利本荘市内に存する住宅のリフォーム工事費用の一部を市が助成する事業です。また、新たに「子育て支援型」、「子育て空き家購入支援型」、「移住転入支援型」の3タイプの支援枠を追加し、支援内容の拡充を図ります。



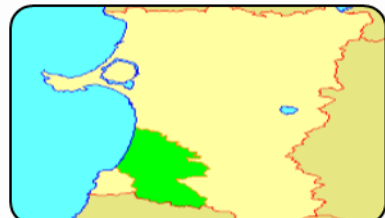
【子育て世帯支援型】

18歳以下の子供3人以上と同居している世帯が居住する住宅のリフォーム工事。



【子育て空き家購入支援型】

18歳以下の子供1人以上と同居している世帯が、空き家を平成27年11月以降購入し建築後10年以上の住宅のリフォーム工事。



【移住転入支援型】

由利本荘市定住促進奨励金交付要綱取扱要領第10条(1)の奨励金の交付を受けて居住する住宅のリフォーム工事。

◆補助金の額

- (1) 従来のリフォーム工事（以下「一般型リフォーム工事」という。）については補助対象工事費用（50万円以上）の10%に相当する金額。※ただし、相当額が10万円を超えた場合は10万円を限度額とする。
- (2) 「子育て世帯支援型リフォーム工事」については、補助対象工事費用（50万円以上の10%に相当する金額。※ただし、相当額が20万円を超えた場合は20万円を限度額とする。
- (3) 「子育て購入空き家リフォーム工事」および「移住定住支援型リフォーム工事」については、補助対象工事費用（50万円以上）の15%に相当する金額。※ただし、相当額が20万円を超えた場合は20万円を限度額とする。

◆補助対象住宅

1. 市内に存する自己居住の用に供している住宅。ただし、賃貸住宅は除く
2. 併用住宅は、居住部分のみ対象とする
3. マンション等集合住宅は、対象者の専有部分のみ対象とする
4. 「一般型リフォーム工事」については、過去（平成22年度から平成28年度）にこの制度による助成を受けていない住宅
※「子育て世帯支援型リフォーム工事」、「子育て購入空き家リフォーム工事」および「移住定住支援型リフォーム工事」については、過去（平成22年度から平成28年度）に「一般型リフォーム工事」による助成を受けていたとしても再申請可能です。ただし再申請された方は再々申請はできません。

◆補助対象者

- 「一般型リフォーム工事」については
 1. 由利本荘市内に住民登録をしている個人である方
 2. 申請者及び対象住宅に居住する世帯全員が、市税等を滞納していない方
- 「子育て世帯支援型リフォーム工事」については
 1. 由利本荘市内に住民登録をしている個人である方
 2. 申請者及び対象住宅に居住する世帯全員が、市税等を滞納していない方
 3. 18歳以下の子が3名以上同居されている方
- 「子育て購入空き家リフォーム工事」については
 1. 由利本荘市内に住民登録をしている個人である方
 2. 申請者及び対象住宅に居住する世帯全員が、市税等を滞納していない方
 3. 18歳以下の子が1名以上同居されている方
 4. 空き家を居住用に平成27年11月以降に購入された方（空き家は、建築後10年を越えた住宅であること）
- 「移住定住支援型リフォーム工事」については
 1. 由利本荘市内に住民登録をしている個人である方
 2. 申請者及び対象住宅に居住する世帯全員が、市税等を滞納していない方
 3. 「定住促進奨励金」を活用して移住・転入し、住居用に購入した空き家をリフォームする方

◆補助対象工事の例

1. 対象住宅及び住宅用付属建物の老朽や経年劣化による修繕、補修、増改築及び内外装の模様替え工事
2. バリアフリー改修工事
3. 公共下水道及び集落排水施設に接続するための工事（公設枿までの敷地内配管工事含む）
4. CATV の新規申し込みに伴う加入負担金及び接続に要する工事（TV等受像器購入費は対象外）
5. エコ、省エネ工事で業者が行うLED照明等の工事（施工費が伴うもの）
6. 住宅用太陽光発電システムの設置に係る工事など。7. その他、市長が特に認める工事

◆補助対象外工事の例

1. 屋外工作物（フェンス・舗装・側溝・看板等）などの工事
2. 冷暖房機器等（ストーブ、エアコン等）の購入及び設置に要する経費

◆施工する業者条件

1. 市内に事業所を有する法人で、本市の法人住民税が課せられているもの
2. 市内に事業所を有する個人で、本市に住民登録しているもの

※注意事項

- ・申請については平成30年3月12日までに行ってください。それ以降の申請は受付を行いません。
- ・平成30年3月31日までに事業完了し補助金の請求ができること。
- ・申請いただいてから交付決定まで一週間から二週間程度納税等調査の期間を要します。土日祝日は除きます。
- ・完了した工事は申請できません。

補助金を受けるまで

この機会に、「住宅のリフォームをしよう!」と、決断したら

◆市内の業者さんに相談（見積、工事期間など）

◆市の「相談受け付け窓口」に相談

（補助対象や手続きなど）窓口は、建築住宅課及び各支所建設課

【申請書提出】

【交付決定】

※**交付決定後に工事を開始すること。**

- ◆工事完成
- ◆代金支払い完了

※事情により工事を中止する場合、工事の内容が変わる場合は、「相談受け付け窓口」に相談してください。

「補助金交付申請書」

の受け付け、内容審査

- ※添付書類を確認してください
- ※**県のリフォーム事業も併せて活用できます。**

【工事が完了し、代金支払後】

◆「完了実績報告書」と「請求書」を提出。

※添付書類を確認してください。

◆内容に問題がなければ「補助金額確定通知」を送付し、補助金を交付します。

補助金交付

【注意:平成30年3月31日までに完了手続きを終了しないと、交付決定が取り消しとなります。】

※虚偽申請や不正な事実が確認された場合、交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることとなります。

【 提 出 が 必 要 な 書 類 】

※下記の他に「取り下げ届」を必要に応じて提出していただく場合があります。

<p align="center">「一般型リフォーム工事」、 「子育て世帯支援型リフォーム工事」</p>	<p align="center">「子育て購入空き家リフォーム工事」、 「移住定住支援型リフォーム工事」</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象住宅の案内図 2. 固定資産税課税台帳の写し（若しくはそれに代わる書類） 3. 対象住宅に居住する世帯全員が記載された住民票謄本（世帯主、続柄の記載されているもの。住民票抄本では受付できませんのでご了承お願いいたします。） 4. 納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書を含めて2枚） 5. 親又は子が居住する対象住宅と、世帯を別とする所有者が申請する場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本など） 6. 市内の施行者が作成した工事見積書（押印された原本） 7. 対象住宅の全体がわかる写真と、リフォーム工事を行う各部分の現況写真 8. その他、市長が必要と認める書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象住宅の案内図 2. 固定資産税課税台帳の写し（若しくはそれに代わる書類） ※固定資産税課税台帳を取得している場合は提出してください。 3. 建物の不動産登記簿本の原本（登記事項証明書） 4. 購入した空き家(中古)住宅の売買契約書の写し 5. 空き家住宅証明書 6. 対象住宅に居住する世帯全員が記載された住民票謄本（世帯主、続柄の記載されているもの。住民票抄本では受付できませんのでご了承お願いいたします。） 7. 由利本荘市定住促進奨励金決定通知の写し（移住・転入支援型リフォーム工事に限る。） 8. 納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書を含めて2枚） 9. 親又は子が居住する対象住宅と、世帯を別とする所有者が申請する場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本など） 10. 市内の施行者が作成した工事見積書（押印された原本） 11. 対象住宅の全体がわかる写真と、リフォーム工事を行う各部分の現況写真 12. その他、市長が必要と認める書類 	
<p>・完了実績報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該工事代金の「領収書原本」と「領収書の写し」。（窓口で原本確認を行いますので、原本も忘れずに持参して下さい。） 2. 補助対象工事の完了が確認できる写真。 3. 工事内容の変更により工事見積の額に変更が生じた場合は、変更後の工事内訳見積書の原本、変更部分に係る工事着手前の写真。 4. 建築基準法の規定による確認済証を受けた時は、同法の規定により交付された検査済証の写し。 5. 銀行等通帳の写し。（申請者の口座番号・名義の確認ができるもの） 6. 当該補助金の請求書。 7. その他、市長が必要と認める書類。 		
<p>建築住宅課（総合窓口） TEL24-6334</p>	<p>矢島総合支所建設課 TEL55-4955</p>	<p>岩城総合支所建設課 TEL73-2015</p>
<p>由利総合支所建設課 TEL53-2115</p>	<p>大内総合支所建設課 TEL65-2802</p>	<p>東由利総合支所建設課 TEL69-2115</p>
<p>西目総合支所建設課 TEL33-4616</p>	<p>鳥海総合支所建設課 TEL57-2204</p>	

※太枠内のみ記入して下さい。訂正箇所には訂正印が必要です。

由利本荘市長

様

〒

申請者住所

申請者氏名

印

（電話： — — ）

住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請書

住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助対象住宅の所在地	由利本荘市
2 リフォーム工事種別 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 一般型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 子育て世帯支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 空き家購入支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 移住転入支援型リフォーム工事
3 補助対象住宅の種類 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅、 <input type="checkbox"/> 併用住宅、 <input type="checkbox"/> 集合住宅
4 補助金交付申請額 (※工事金額ではありません)	金 _____ 円 (千円未満切り捨て)
	※ 市記載欄 (申請額確認) 1) 補助対象工事費合計 50 万円以上 2) 申請額算出 (ただし、10 万円 (20 万円) を上限額とする) (補助対象工事費) (算出申請額) _____ 円 × 10% (15%) = <input type="checkbox"/> _____ 円 算出申請額が限度額を超えた場合 <input type="checkbox"/> _____ 円
5 工期 (予定)	(着工) 平成 年 月 日 (完成) 平成 年 月 日
6 事業施行者	事業所所在地：由利本荘市 事業者名： 電話番号： — — (担当者：)
7 工事内容	

平成 ○年 ○月 ○日

由利本荘市長

様

〒○○○-○○○○

申請者住所 由利本荘市○○○字○○○番地

申請者氏名 ○○ ○○ 印

（電話：○○○-○○○○-○○○○）

住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請書

住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助対象住宅の所在地	由利本荘市○○（固定資産税課税台帳の家屋所在地を記入）
2 リフォーム工事種別 （該当箇所をチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 一般型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 子育て世帯支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 空き家購入支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 移住転入支援型リフォーム工事
3 補助対象住宅の種類 （該当箇所をチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅、 <input type="checkbox"/> 併用住宅、 <input type="checkbox"/> 集合住宅
4 補助金交付申請額 （※工事金額ではありません）	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 工事金額ではありません。補助金の額です。（上限10(20)万円） </div> 金 <u>68,000</u> 円（千円未満切り捨て） ※ 市記載欄（申請額確認） 1) 補助対象工事費合計50万円以上 2) 申請額算出（ただし、10万円（20万円）を上限額とする） （補助対象工事費） × 10%（15%） = <input type="checkbox"/> _____ 円 算出申請額が限度額を超えた場合 <input type="checkbox"/> _____ 円
5 工期（予定）	（着工）平成○○年○○月○○日（完成）平成○○年○○月○○日
6 事業施行者	事業所所在地：由利本荘市○○○○番地 事業者名：株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号：○○○-○○○○-○○○○（担当：○○ ○○） <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; display: inline-block;"> 災害による場合など、契約書を添付する場合は工期を合わせて下さい。（着工・完了共） </div>
7 工事内容	リフォーム内容をご記入下さい （例：屋根修繕工事、浴室改装など） <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; display: inline-block;"> 施工業者が複数の場合、代表業者をお書き下さい。 </div>

◆住宅リフォーム工事 補助対象工事一覧（例）◆

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消など）	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	住宅用車庫・物置の改修及び増改築	住宅と別敷地の建物は不可
13	○	リフォーム工事を行わず、住宅増築のみ	
14	×	住宅の全面改築	リフォーム工事と扱わない
15	○	下水道への接続工事	集落排水施設への接続含む
16	×	浄化槽の設置	対象外（別途補助制度有、由利本荘市上下水道課：Tel.24-6344）
17	×	家庭用電化製品などの購入（設置・取付け）	購入が主であるため対象外
18	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築や内装工事等と一体であれば可
19	×	電話やインターネットの配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
20	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
21	○	増改築・リフォーム工事を伴う住宅の解体工事	
22	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
23	○	給湯設備機器の設置	
24	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
25	○	CATV 新規申し込みに伴う加入負担金及び接続に要する費用	
26	△	照明器具の取り替え	電工が取り付けする器具は可（シーリングで取り付ける器具は対象外）
27	×	増改築工事に伴う設計料及び確認申請当手続き費用	リフォーム工事ではないため対象外
28	○	オール電化改修	家電機器は対象外
29	-	自己所有住宅を自分でリフォームする場合の補助対象額算出方法	労務費は支払い行為が無いため、資材費 50 万円以上であれば対象。ただし市内資材業者等から調達すること。
30	△	市販物置やカーポートの設置（都市計画区域内では確認申請が必要な場合があります）	簡単な組立費の他に、基礎工事や土間工事が伴えば、補助対象
31	○	住宅用火災警報機器の設置	
32	○	介護保険制度の「住宅改修費支給」に加えての補助申請	50 万円以上の工事であれば可
33	×	オイルタンクの設置	リフォーム工事ではないため対象外
34	○	その他、市長が認める工事	県のリフォーム事業のみで実施済の工事

由利本荘市長 様

住所
氏名

印

納税等状況調査同意書

私は、このたびの由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請にあたり、次に掲げる市税等の私及び対象住宅に居住する者の納付状況について、調査されることを同意します。

納付状況調査項目

- ① 市税（都市計画税、国民健康保険税を含む。）
- ② 介護保険料
- ③ 後期高齢者医療保険料
- ④ 保育料等（幼稚園、保育所、延長保育料、一時保育料、乳幼児健康支援一時預かり事業費用負担金、学童保育料、保育園・幼稚園バス利用料、児童福祉施設入所費用を含む。）
- ⑤ 水道・下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金
- ⑥ ガス使用料
- ⑦ CATV利用料（インターネット使用料を含む。）
- ⑧ 市営住宅使用料

※以下の欄は、記入しないでください。

※ 事務 処理 欄	上記の者にかかる市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。	
	調 査 項 目	
	調 査 結 果	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 協議により分納中 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 該当(データ)なし
	調 査 年 月 日	平成 年 月 日
	調 査 職 員 所 属 氏 名	

平成 年 月 日

由利本荘市長 様

住所

氏名

印

特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書

私は、このたびの由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請にあたり、次に掲げる市税等の私及び対象住宅に居住する者の納付状況について、調査されることを同意します。

納付状況調査項目

① YB ネット使用料

※以下の欄は、記入しないでください。

※ 事務 処理 欄	上記の者にかかる市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。	
	調 査 項 目	
	調 査 結 果	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 協議により分納中 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 該当(データ)なし
	調 査 年 月 日	平成 年 月 日
	調 査 職 員 所 属 氏 名	

空き家住宅証明書

平成 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者名 _____ 印

私が購入した空き家住宅は由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第 2 条第 2 号に該当する空き家住宅であることを所有者等から次のとおり証明して頂いたので、空き家住宅証明書として提出します。

補助対象住宅となる購入した空き家の概要

所有者等※	区分	<input type="checkbox"/> 不動産会社 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所有者名	
所在地		
建築時期		昭和 ・ 平成 年 月
空き家だった期間		年 月頃 ～ 年 月 (契約年月)
空き家となった理由		<input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()

上記、補助対象住宅となる (申請者) _____ 様が購入された住宅は、由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第 2 条第 2 号に該当する空き家であることを証明します。

〒 _____
【所有者等】 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

※ 空き家を所有していた者で、当該空き家に係る所有権その他権利により売買を行うことができる者。

※訂正箇所には訂正印が必要です。

由利本荘市長

様

〒 ー

申請者住所

申請者氏名

印

（電話： ー ー ）

住宅リフォーム資金助成事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け由利本荘市指令第 号で補助金交付の決定を受けた住宅リフォーム資金助成事業が完了したので、住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称	住宅リフォーム資金助成事業
2 補助対象住宅の所在地	由利本荘市
3 補助金交付決定額	金 円
4 事業完了年月日	平成 年 月 日
5 その他	<p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該工事代金の「領収書原本」と「領収書の写し」。 (窓口で原本確認を行いますので、原本も忘れず持参下さい。) 補助対象工事内容の完了が確認できる写真。 工事内容の変更により工事見積の額に変更が生じた場合は、変更後の工事内訳見積書の原本と変更部分に係る工事着工前の写真。 建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定により交付された検査済証の写し。 銀行等通帳の写し。 (申請者の口座番号と名義が確認できること。) 当該補助金の請求書。 その他市長が必要と認める書類。

請 求 書

下記の金額を請求します。

平成 年 月 日

債 権 者

住 所
(フリガナ)
氏 名

印

由利本荘市長

様

住宅リフォーム資金助成事業補助金

一式 _____ 円

口座振替 (金融機関名) _____

(本・支店名) _____

口座番号 普通・当座 _____

平成 年 月 日

由利本荘市長 様

〒 ー
申請者住所
申請者氏名 印
(電話: ー ー)

住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請取り下げ届

平成 年 月 日付け由利本荘市指令第 号で補助金交付の決定を受けた住宅リフォーム資金助成事業について、下記のとおり取り下げたいので、住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、届出します。

記

- 1 補助事業の名称 住宅リフォーム資金助成事業
- 2 補助対象住宅の所在地 由利本荘市
- 3 取り下げ理由